

令和元年9月18日

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会 名和田是彦 議長様

茅ヶ崎市議会議員 杉本啓子



茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会におかれましては、日頃からまちぢから協議会の認定などの審議を頂いておりありがとうございます。

地域コミュニティの認定は、「地域コミュニティの認定等に関する条例」（以下、条例）の第2条で、各号に掲げる基準に適合するものとされており、そのひとつである第2条の（6）「民主的に運営されているものであること」については、たいへんに重い一文であり、最も重要な基準であると思っています。

その一方で、地域コミュニティ審議会では、一つのコミュニティの認定がわずか数十分ほどで行われますが、民主的な運営という重要な判断が、このような短時間で判断を下されてしまうことに疑問を持っています。

審議課の議事録を読みますと、まちぢから協議会の実際の現状とかけ離れた内容が職員から報告されているのにも驚きます。いじめ問題を扱った審議会では、職員が自己判断により審議会に資料を提出せず、問題となり再審議となりました。当審議会でも、住民からの直接の説明でなく、職員により取捨選択された内容が審議会に提出されているため、実情とかけ離れた報告になっていると思います。

今回、以下の3点について、「民主的な運営」の見地から当審議課のお考えを伺いたく質問書を提出いたしました。

①パワーハラの苦情

②まちぢから協議会から審議会へ参加する委員に女性がゼロ

③まちぢからの意見を聞いているから地域の意見を聞いている

①については、まちぢから協議会で「パワーハラスメント」「モラルハラスメント」を受けているという相談が私のところへ来ています。まちぢから協議会の委員（役員）から怒鳴りつけられたり、自分の言うことを聞けと執拗に強制されたりなどが、継続的に行われています。（私自身もこのような経験があります。）ハラスメント被害を受けていても、生活がしづらくなる、子どもがいじめられるなどの心配で事実を表に出せません。被害を受けた側は泣き寝入りで、ハラスメントを行う側が残り続けていきます。このような実情がある以上、いったん全てのまちぢから協議会の活動を止め、実情を調べて、ハラスメントを起こさない、認めない状態を確認できた時点で活動を再開するぐらいの厳しい措置が取られるべきと考えます。審議会が民主的な運営と判断したまちぢから協議会で、このようなハラスメントが

継続的に行われていることをどうお考えでしょうか？

ハラスメントの問題は、いじめ問題と同様に解決が半年、1年後と遅くなるのでは意味がありません。早急の確認と解決をお願いいたします。

②については、現在、茅ヶ崎市の26の審議会にまちぢから協議会から委員が推薦されて入っています。しかし驚くことに、28名すべてが高齢の男性で、女性も若い世代も参加はゼロです。なぜこのような男女共同参画に逆行する片寄った人選になるのか担当課に問いましたが「まちぢから協議会連絡会に一人も女性がないので仕方がない」という返事です。SDGsを取り入れる市において、改善策を考えもせず、審議会に女性が入る余地がない、ゼロを放置して「仕方がない」とすることが「民主的な運営」なのか審議会の意見をお尋ねします。

③については、ちがさき都市マスタープランの改訂にあたって、市内13地区で「地域意見交換会」が実施されました。しかしこの「地域意見交換会」は、市が「まちぢから協議会」委員のみに参加を求め、日程も場所も公表されずに行われました。市民参加条例の第4条、「市は、市民参加をしやすい環境の整備につとめる、主体的な市民参加を促進するものとする」などを踏まえれば、「地域の意見交換会」は、その地域に住む住民すべてが対象で、誰もが自ら意見交換会に参加することができ、日程や場所が公開されることが、民主的な市民参加の大前提と考えます。

地域に住む住民が等しく自分から「地域の意見交換会」に参加する機会を得られず（私もその1人です）、日程も公開されず、まちぢから協議会の役員だけが参加できる、地域の他の人には閉ざしている意見交換を、「地域意見交換会」と位置づけで発表したことについて、民主的な運営の視点から、審議会のご意見を伺います。

まちぢから協議会が出来てから、茅ヶ崎市の市民参加は後退しているように思います。

行政は介入できないにもかかわらず、職員が報告書を書いています。「自治会の高齢化問題に市は介入できない」としながら、「自治会加入率向上プロジェクト」を市はまちぢから協議会に共働させるといふ、摩訶不思議な理屈がまかり通っています。特定の民間任意団体への加入を市が促進させるプロジェクトは、憲法にも抵触するのではないかと考えます。

審議会は何を根拠にして地域コミュニティの「民主的な運営」を判断しているのでしょうか？

そもそも、このような審議会の短い時間では、民主的な活動であるか否か、安易に判断はできないはずです。それであっても民主的と判断する、判断されている関係には何か気味のわるいものを感じています。

審議会委員の皆様におかれましては、ご多忙の折とは思いますが、上記の「民主的な運営」について、お考えをお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100